

三鷹市認知症ピアサポート推進事業補助金交付要綱

令和7年8月1日

施行

(目的)

第1条 この要綱は、認知症ピアサポート事業等を実施する法人に対し、経費の一部を補助することで取組を推進し、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症ピアサポート 認知症と診断された本人（以下「当事者」という。）が、同じ立場にある当事者又はその家族に対し、相談、交流、助言その他の支援を行う活動をいう。
- (2) 認知症ピア活動支援 次条の補助の対象となる法人において従事者の養成等を行い、認知症ピアサポートその他当事者による活動を支援することをいう。

(補助対象法人)

第3条 補助の対象となる法人は、三鷹市内に主たる活動の拠点を有し、かつ、認知症ピアサポートをはじめとする医療機関と連携した認知症ケアに関する活動実績を有する認定特定非営利活動法人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、三鷹市内で実施する医療機関と連携した次の事業とする。

(1) 認知症ピアサポート事業

当事者同士がピア（仲間）としての支援を通じ、当事者本人の不安を軽減し、孤立を防止し、及び希望ある暮らしを後押しする取組

(2) 認知症ピア活動支援事業

認知症ピアサポートの活動を行う当事者を支えるため、活動の企画、運営等

の後方支援をすることで、安定した活動環境を確保する取組

(3) 本人発信支援・普及啓発事業

当事者自らの言葉で思いや考えを社会に広く伝えることができるよう支援するとともに、それにより市民の認知症への理解を普及し、及び関心を深めるための取組

(4) その他市長が特に必要と認める事業

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、別表に定める対象経費の実支出額から寄附金、利用料金その他の収入額並びに他の交付金及び補助金の受入額を控除した額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、毎年度市長が予算の範囲内で定める額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、三鷹市認知症ピアサポート推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 法人の概要が分かる書類(定款、構成員の名簿、活動実績資料等)

(4) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 前項の決定に通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは三鷹市認知症ピアサポート推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことに決定したときは理由を付してその旨を書面により、申請者に通知しなければならない。

4 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、

必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、申請の取下げをすることができる。

(補助金の請求及び受領)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長に請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更で市長が定めるものを除き、あらかじめ三鷹市認知症ピアサポート推進事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、三鷹市認知症ピアサポート推進事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 開催実績の詳細が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿、領収書その他市長が必要と認める書類を当該補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象経費
報酬、給料、従事者手当等、共済費、報償費、旅費、交際費、需用費、燃料費、光熱水費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が特に必要と認めた経費

様式（略）